

沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項

1 方針

沖縄県立高等学校入学者の選抜は、高等学校及び中学校教育の正常な発展を期し、公正かつ妥当な方法で、各高等学校、各学科等の教育を受けるに足る能力と適性等を備えた者を選抜するために、次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、入学志願先の高等学校長（以下「志願先高等学校長」という。）が学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第90条の規定により行う。
- (2) 選抜は、入学志願者（以下「志願者」という。）が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。
- (3) 一般入学で行う学力検査は、中学校における国語、社会、数学、理科及び英語の5教科について、一般入学志願者全員に対して行う。なお、英語については、聞き取り検査を実施する。
- (4) 各高等学校においては、学校独自の計画に基づき、学力検査を一部付加し、実施することができる。
- (5) 一斉に実施する学力検査の問題は県教育委員会が作成し、各高等学校において一部付加して実施する学力検査問題は各高等学校が作成する。

2 推薦入学

(1) 出願資格

次のア及びイに該当する者で、中学校長が推薦するもの

ア 沖縄県内の中学校を平成31年3月に卒業見込みの者

イ 推薦入学志望学科に対する目的意識が明確であり、かつ、当該学科への興味、関心及び適性を有する者

(2) 実施学科 全ての学科

(3) 出願の要件 次のア又はイの要件を満たしている者とする。

ア 次に掲げる諸活動の実績等について自分を表現すること（以下「自己表現」という。）ができること。なお、当該活動の実績については、証明する資料（賞状、認定証等）の写し（A4版）を提出すること。

(ア) 文化活動

(イ) スポーツ活動

(ウ) 社会活動

(エ) ボランティア活動

(オ) 資格取得等の活動

イ 次に掲げる分野について表現すること（以下「個性表現」という。）ができること。

(ア) 音楽、美術、書道等の芸術分野

(イ) 文芸、研究等の分野

(ウ) 舞踊、創作ダンス、手話等の身体的活動を伴う分野

(エ) 留学等の体験的分野

(4) 募集人員 各学科の募集人員は、当該学科の募集定員ごとにアからオまでに掲げる次の割合とし、高等学校長が定める。ただし、高等学校長は、特に必要と認める学科の募集人員については、当該割合によらず、県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）と協議して定めることができる。

ア 普通科 20パーセント以内

- イ 理数科、学術探究科、国際英語科、国際人文科、国際文科、国際科、環境科及びフロンティア科 30パーセント程度
- ウ 芸術科、体育科及び生涯スポーツ科 50パーセント以内
- エ 農業、工業、商業、水産、家庭、情報及び福祉に関する学科 30パーセント程度
- オ 総合学科 30パーセント程度

(5) 出願期間 出願期間は、教育長が別に定める。

(6) 出願手続

ア 志願者は、沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第7号。以下「通学区域に関する規則」という。）により定められた通学区域の1校、1課程、1学科（普通科以外は、小学科とする。）、1コースに出願することができる。

イ 志願者は、次の書類に入学考査料を添えて中学校長に提出しなければならない。

(ア) 推薦入学志願書（推薦第1号様式）

(イ) 推薦申請書（推薦第2号様式）

(ウ) 住民票謄本（マイナンバー掲載なし）

ただし、沖縄本島、古宇利島、瀬底島、平安座島、宮城島、伊計島及び浜比嘉島に在住する者で、全日制普通科に出願するもののみとする。また、住民票謄本は出願の日前3か月以内に発行されたものとする。

(エ) 確約及び証明書（第5号様式）

ただし、次のa及びbの者のみとする。

a 通学区域に関する規則第2条第1項ただし書の規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者

b 沖縄本島、宮古島、伊良部島、石垣島又は久米島の各地域から当該各島に所在する高等学校以外の高等学校に出願する者（伊良部地域から宮古島内の高校に出願する場合は不要）

(オ) 写真票（推薦第6号様式）

出願の日前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。

ウ 中学校長は、適切な審査を経て被推薦者を決定すること。

エ 中学校長は、被推薦者に係る次の書類に入学考査料を添えて志願先高等学校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

(ア) 推薦入学志願書（推薦第1号様式）

(イ) 推薦申請書（推薦第2号様式）

(ウ) 調査書（第2号様式）

ただし、「①各教科の学習の記録」の3年の欄は12月までのものとする。

(エ) 推薦入学志願者名簿（推薦第3号様式）

(オ) 住民票謄本（マイナンバー掲載なし。前記2の(6)のイの(ウ)で提出のあった者に限る。）

(カ) 確約及び証明書（第5号様式）（前記2の(6)のイの(エ)で提出のあった者に限る。）

(キ) 写真票（推薦第6号様式）

(7) 選抜の方法

ア 高等学校長は、中学校長から提出された推薦入学志願書（推薦第1号様式）、調査書（第2号様式）、推薦申請書（推薦第2号様式）及び面接の結果に基づき推薦入学予定者を決定する。

イ 面接の実施

面接は、提出された推薦申請書(推薦第2号様式)に記載された自己表現及び個性表現の申告内容その他の事項について実施する。実施の時期については、高等学校長が別に定める。

- (8) 選抜結果の通知及び入学の確約 選抜結果の通知及び入学の確約については、教育長が別に定める。
- (9) 合格発表 合格発表については、教育長が別に定める。
- (10) 入学手続 高等学校長が定めるものとする。
- (11) 不合格者の再出願 推薦入学選抜の結果、不合格となった者は、県立高等学校の一般入学に出願することができる。この場合にあつては、この告示の定めるところにより、関係書類を提出するものとし、当該出願に係る入学考査料については、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）に定める入学考査料減免申請書を提出したときは、免除するものとする。

3 一般入学

(1) 出願資格

- ア 中学校を平成31年3月に卒業見込みの者
- イ 中学校卒業者（以下「過年度卒業者」という。）
- ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

(2) 募集定員 募集定員は、別に定める。

(3) 出願期間 出願期間は、教育長が別に定める。

(4) 出願手続

ア 志願者は、通学区域に関する規則により定められた通学区域の1校、1課程、1学科（普通科以外は、小学科とする。）、1コースに出願することができる。ただし、同一校における他の課程、他の学科に第二志望（コースの場合は第2希望）を出願することができる。

イ 志願者は、次の書類に入学考査料を添えて出身中学校長に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書（第1号様式）

(イ) 住民票謄本（マイナンバー掲載なし）

ただし、次のa及びbの者のみとする。また、住民票謄本は出願の日前3か月以内に発行されたものとする。

a 沖縄本島、古宇利島、瀬底島、平安座島、宮城島、伊計島及び浜比嘉島に在住する者で、全日制普通科に出願するもの

b 志願者が県外の中学校出身者で、保護者が県内に在住し、全日制普通科に出願するもの

(ウ) 健康診断書（第8号様式）

ただし、過年度卒業者のみとし、募集年度の1月以降に発行されたものとする。

(エ) 入学考査料減免申請書（第11号様式）

ただし、推薦入学の結果、不合格になった者のみとする。沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則に基づく。

(オ) 確約及び証明書（第5号様式）

ただし、次のa及びbの者のみとする。

a 通学区域に関する規則第2条第1項ただし書の規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者

b 沖縄本島、宮古島、伊良部島、石垣島又は久米島の各地域から当該各島に所在する高等学校以外の高等学校に出願する者（伊良部地域から宮古島内の高校に出願する場合は不要。）

(カ) 写真票（第15号様式）

出願の日前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。

ウ 出身中学校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料を添えて志願先高等学校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

- (ア) 入学志願書（第1号様式）
- (イ) 調査書（第2号様式）
- (ウ) 入学志願者名簿（第3号様式）
- (エ) 住民票謄本（マイナンバー掲載なし。前記3の(4)のイの(イ)で提出のあった者に限る。）
- (オ) 健康診断書（第8号様式）（前記3の(4)のイの(ウ)で提出のあった者に限る。）
- (カ) 入学考査料減免申請書（第11号様式）（前記3の(4)のイの(エ)で提出のあった者に限る。）
- (キ) 確約及び証明書（第5号様式）（前記3の(4)のイの(オ)で提出のあった者に限る。）
- (ク) 写真票（第15号様式）

エ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、次の書類に入学考査料を添えて志願先高等学校長に提出しなければならない。

- (ア) 入学志願書（第1号様式）
- (イ) 志願先高等学校長が必要と認める書類

オ 志願者が県外の中学校出身者で保護者が県外に居住している場合は、次の手続きによる。

- (ア) 保護者が志願者と共に沖縄県内に居住するときは、県外からの入学志願のための許可願（第4号様式）を募集年度の1月25日（その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日でない日）までに教育長に提出し、許可を受けなければならない。
- (イ) 保護者が志願者と共に沖縄県内に居住しないときは、前記(ア)の許可願と共に県外からの入学志願のための許可願に関する身元引受書（誓約書）及び身元引受人の住民票を提出しなければならない。
- (ウ) 前記(ア)の許可願、入学志願書（第1号様式）、調査書（第2号様式）及び志願先高等学校長が必要と認める書類に入学考査料を添えて志願先高等学校長に提出しなければならない。

(5) 志願変更及び手続

ア 志願変更

- (ア) 入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた学科に出願した者のうちで、出身中学校長及び志願先高等学校長が適当と認めた者は、志願した高等学校、課程、学科又はコースの変更（以下「志願変更」という。）を行うことができる。
- (イ) 同一志願高等学校における課程、学科又はコースの変更も志願変更手続に準じて行うものとする。
- (ウ) 志願変更の可能な人員は、志願者数が入学定員を下回らない範囲内とする。
- (エ) 志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

イ 志願変更の日程 志願変更の日程については、教育長が別に定める。

ウ 志願変更する者は、志願変更願（第6号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校長に提出すること。

エ 出身中学校長は、前記ウの願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に志願先高等学校長にこれを提出し、志願先高等学校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。この場合、入学考査料は返却しない。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

オ 志願変更をする者は、返却された入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「3 一般入学」の「(4) 出願手続」に準じて入学志願書類（同一課程への志願変更を

する場合、入学考査料は不要)を所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出すること。
ただし、第二志望(コースの場合は、第2希望)の変更については、志願先高等学校長に志願変更願(第6号様式)で申し出るだけでよい。

(6) 選抜の方法

- ア 高等学校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。
- イ 選抜委員会は、出身中学校長から提出された調査書(第2号様式)、学力検査等の成績及び面接の結果を基にして選抜を行う。
- ウ 選抜は、調査書(第2号様式)及び学力検査等の成績を資料として行い、調査書(第2号様式)と学力検査等の成績との比重は、原則として5対5とする。ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、4対6から6対4の範囲内で教育長と協議して定める比重とすることができる。
- エ 学校、学科、コース等の特色に応じて学力検査実施教科ごとの配点を変えることができる。
- オ 職業に関する学科を2以上置いている高等学校は、学科をくくり募集とすることができる。
- カ 名護高校のフロンティア科と、開邦高校の学術探究科は、それぞれくくり募集とすることができる。

(7) 学力検査

- ア 学力検査の期日及び時間割
学力検査の期日及び時間割については、教育長が別に定める。
- イ 検査時間及び配点
学力検査を実施する教科の検査時間は、いずれも50分とし、配点は各60点とする。
- ウ 検査の場所
 - (ア) 原則として志願先高等学校とする。
 - (イ) 通学区域が広域にわたる高等学校への志願者又は特別に指定する地域からの志願者は、次の委託検査場又は出張検査場で受検することができる。

a 委託検査場

県立名護高等学校	県立宮古高等学校
県立久米島高等学校	県立八重山高等学校
県立知念高等学校(久高中学校出身の志願者に限る。)	
その他県教育委員会が必要に応じて設置する委託検査場	

b 出張検査場

特別に指定する地域	検査場	特別に指定する地域	検査場
伊平屋村	伊平屋村離島振興総合センター	渡嘉敷村	渡嘉敷中央公民館
伊是名村	伊是名村産業支援センター	座間味村(阿嘉、慶留間を除く)	座間味中学校
伊江村	伊江村農村環境改善センター	阿嘉・慶留間	阿嘉中学校
北大東村	北大東中学校	多良間村	多良間中学校
南大東村	南大東村立多目的交流センター	西表	大原中学校
粟国村	粟国村ふれあいセンター	波照間	波照間中学校
渡名喜村	渡名喜村多目的活動施設	与那国町	与那国中学校

エ 検査の実施

- (ア) 高等学校長は、学力検査員を指名し、教育長が別に定める沖縄県立高等学校入学者選抜学力検査実施要領(以下「検査要領」という。)に基づいて学力検査を実施する。
- (イ) 委託検査場にあつては、委託検査場の高等学校長が検査要領によって委託された志願者の学力検査を実施する。

- (ウ) 出張検査場にあつては、教育長の派遣する学力検査員が出張検査場における検査要領に基づいて実施する。
- (エ) 志願者の中に委託検査場又は出張検査場において受検する者のいる高等学校長は、委託・出張検査場受検者名簿（第7号様式）、面接票、その他必要書類を、委託検査場の場合は委託検査場の校長あてに、出張検査場の場合は教育長あてに送付しなければならない。
- (オ) 委託検査場の校長は、検査終了後、答案、受検者名簿、面接票、その他必要書類を速やかに志願先高等学校長あてに送付すること。
- (8) 面接 面接は、志願者全員について志願先高等学校長の定めるところにより実施する。
- (9) 合格発表 合格発表については、教育長が別に定める。

4 第2次募集

高等学校長は、合格者が募集定員に満たない学科・コースにおいて、第2次募集を行うものとする。

(1) 出願資格

- ア 全日制課程へ出願できる者は、学力検査を受検し、県立高等学校に合格しなかった者とする。
- イ 定時制課程へ出願できる者は、学力検査を受検し、県立高等学校に合格しなかった者及び「3 一般入学」の「(1) 出願資格」の各号のいずれかに該当する者で学力検査を受検しなかったものとする。

(2) 出願期間 出願期間については、教育長が別に定める。

(3) 出願手続

ア 一般入学の学力検査を受検した者は次の手続による。

(ア) 志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等学校の1校・1学科・1コースに出願することができる。この場合、同一校における他の学科・コースに第2志望を出願することができる。ただし、当該年度の学力検査を受検した高等学校の同一学科・コースに出願することはできない。

(イ) 志願者は次の書類に入学考査料を添えて出身中学校長に提出しなければならない。この場合、入学考査料は減額する。

a 第2次募集入学志願書（第9号様式）

b 確約及び証明書（第5号様式）

ただし、次の(a)及び(b)の者のみとする。

(a) 通学区域に関する規則第2条第1項ただし書の規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者

(b) 沖縄本島、宮古島、伊良部島、石垣島若しくは久米島の各地域から当該各島に所在する高等学校以外の高等学校に出願する者（伊良部地域から宮古島内の高校に出願する場合は不要）

c 入学考査料減免申請書（第11号様式）

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則に基づく。

(ウ) 出身中学校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料を添えて志願先高等学校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

a 第2次募集入学志願書（第9号様式）

b 調査書（第2号様式）（一般入学で提出したものと内容は同じもの）

c 第2次募集志願者名簿（第10号様式）

d 確約及び証明書（第5号様式）（前記4の(3)のアの(i)のbで提出のあった者に限る。）

e 入学考査料減免申請書（第11号様式）

- (エ) 志願先高等学校長は志願者が学力検査を受検した高等学校長に次の書類の提供を求める。
 - a 学力検査成績証明書（第14号様式）
 - b 健康診断書（一般入学で提出のあった者に限る。）
 - c 写真票（第15号様式）
- (オ) (エ)の出願書類等の提供を求められた高等学校長は、当該志願者に係る前記(エ)の書類を当該志願者の志願する第2次募集志願先高等学校の長へ送付する。
- イ 定時制課程に出願する者のうち、一般入学の学力検査を受検しなかったものは、「3 一般入学」の「(4) 出願手続」に準ずる。
- (4) 志願変更及び手続
 - ア 志願変更 志願者は、入学志願締切りの後、志願した高等学校、学科又はコースを変更（以下「2次志願変更」という。）することができる。
 - イ 2次志願変更の日程 2次志願変更の日程については、教育長が別に定める。
 - ウ 2次志願変更をする者は、第2次募集志願変更願（第12号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校長に提出すること。
 - エ 出身中学校長は、所定の期間内に志願先高等学校長に第2次募集志願変更願を提出し、入学志願書類（同一志願高等学校における学科又はコースの変更にあつては、第2次募集入学志願書。4の(4)のエ及びオにおいて同じ。）の返却を受けるものとする。この場合、入学考査料は返却しない。

なお、郵送による2次志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。
 - オ 2次志願変更をする者は、返却された第2次募集入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「4 第2次募集」の「(3) 出願手続」に準じて入学志願書類（同一課程への志願変更をする場合、入学考査料は不要）を所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出すること。ただし、第二志望の変更については、志願先高等学校長に第2次募集志願変更願（第12号様式）で申し出るだけでよい。
- (5) 選抜の方法
 - ア 全日制課程
 - 選抜は、学力検査成績証明書（第14号様式）、調査書（第2号様式）、面接の結果等を資料として行う。
 - イ 定時制課程
 - (ア) 学力検査を受検した者については、学力検査成績証明書（第14号様式）、調査書（第2号様式）、面接の結果等を資料として行う。
 - (イ) 学力検査を受検しなかった者については、当該高等学校長の定めるところによって実施する学力検査の結果、調査書（第2号様式）、面接の結果等を資料として行う。
 - (ウ) 学力検査を受検しなかった者のうち、過年度卒業者については志願先高等学校長の定めるところにより学力検査を免除することができる。
- (6) 合格発表 合格発表については、教育長が別に定める。

5 特別募集

定時制課程において、高等学校長は、特別に募集を行うことができる。

- (1) 出願資格 出願できる者は、勤労者等で満20歳（募集年度の3月31日現在）以上の者とする。
- (2) 出願期間 出願期間については、教育長が別に定める。
- (3) 出願手続 出願手続については、「3 一般入学」の「(4) 出願手続」に準ずる。
- (4) 選抜の方法 選抜は、作文及び面接の結果と出身中学校から送付された調査書その他必要な書類に基づいて行なう。

- (5) 検査期日 検査期日については、教育長が別に定める。
- (6) 合格発表 合格発表については、教育長が別に定める。

6 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

(1) 出願資格

連携型中学校を平成31年3月に卒業見込みの者。(県立久米島高等学校においては連携型中学校を募集年度の前年度に卒業した者を含む。)

(2) 実施学科

- ア 県立本部高等学校普通科
- イ 県立久米島高等学校普通科
- ウ 県立久米島高等学校園芸科

(3) 募集人員

募集人員は、当該学科の募集定員内とし、特に定めない。

(4) 出願期間

出願期間は、教育長が別に定める。

(5) 出願手続

- ア 志願者は、原則として連携型高等学校の1課程、1学科に出願することができる。
- イ 志願者は、次の書類に入学考査料を添えて、在籍する連携型中学校長に提出しなければならない。

(ア) 連携型入学志願書(連携第1号様式)

(イ) 連携型高等学校長が定める書類

- ウ 連携型中学校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料を添えて連携型高等学校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

(ア) 連携型入学志願書(連携第1号様式)

(イ) 連携型入学志願者名簿(連携第2号様式)

(ウ) 連携型高等学校長が定める書類

(6) 選抜の方法

- ア 連携型高等学校長は、連携型中学校長から提出された連携型入学志願書(連携第1号様式)、連携型高等学校長が定める書類、面接の結果等を資料として選抜を行う。

- イ 面接は連携型高等学校長の定めるところにより実施する。

(7) 選抜結果の通知及び入学の確約

選抜結果の通知及び入学の確約については、教育長が別に定める。

(8) 合格発表

合格発表については、教育長が別に定める。

(9) 入学手続

連携型高等学校長が定めるものとする。

(10) 不合格者の再出願

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜の結果、不合格となった者は、県立高等学校の一般入学に出願することができる。この場合にあっては、この要項の定めるところにより、関係書類を提出するものとし、当該出願に係る入学考査料については、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則に定める入学考査料減免申請書を提出したときは、免除するものとする。

(11) 連携型中学校に在籍する者は、連携型高等学校への推薦入学は志願できない。

(12) 連携型中学校以外の中学校から連携型高等学校を志願する場合は、この要項の定めるところにより推薦入学、一般入学及び第2次募集を行う。ただし、連携型中学校以外の中学校か

らの推薦入学についての募集人員は、当該学科の募集定員の20%以内とする。

7 併設型中高一貫教育に係る入学

(1) 併設型中高一貫教育校において、併設型中学校を平成31年3月に卒業見込みの者で併設型高等学校へ入学を希望するものについては、入学者選抜は行わない。

(2) 併設型中学校以外の中学校から併設型高等学校を志願する場合は、この要項の定めるところにより推薦入学、一般入学及び第2次募集を行う。

※与勝高等学校に関する、併設型中学校以外の中学校からの推薦入学についての募集人員は併設型高等学校の入学定員から併設型中学校の入学定員を減じた数の20%以内とする。

※球陽高等学校に関する、併設型中学校以外の中学校からの推薦入学についての募集人員は併設型高等学校の入学定員から併設型中学校の入学定員を減じた数の30%程度とする。

※開邦高等学校の学術探究科に関する、併設型中学校以外の中学校からの推薦入学についての募集人員は、併設型高等学校の入学定員から併設型中学校の入学定員を減じた数の30%程度とする。また、芸術科に関する、併設型中学校以外の中学校からの推薦入学についての募集人員は、併設型高等学校の入学定員から併設型中学校の入学定員を減じた数の50%以内とする。

8 調査書

(1) 中学校に、校長を委員長とする調査書委員会を置く。

(2) 調査書（第2号様式）の作成方法は、教育長が別に定める。

(3) 高等学校長は、出身中学校長の提出した調査書（第2号様式）に疑義があるときは、必要に応じて資料の提出を求めることができる。なお、虚偽の報告によって入学を許可された者については、入学を取り消すことができる。

9 帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い

(1) 帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取扱い、選抜の方法、学力検査等についても可能な限り配慮するものとする。

(2) 志願者のうち、帰国子女等について、県立高等学校受検への配慮を必要とするものは、「学力検査等に際しての配慮願い書」（参考様式2）を中学校長を経て志願先高等学校長に提出することができる

(3) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

10 不登校生徒等入学者選抜に係る取扱い

(1) 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書（第13号様式）を中学校長を経て志願先高等学校長に提出することができる。自己申告書（第13号様式）の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校名、本人氏名を記入すること。

(2) 志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えることができる。

11 障害等のある生徒の入学者選抜に係る取扱い

(1) 障害等のある生徒の県立高等学校受検の配慮については、「障害のある生徒の学力検査等に際しての配慮願い書」（参考様式1）に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書もしくは、身体障害者手帳等の写しを中学校長もしくは、特別支援学校長を経て志願先高等学校長に提出することができる。

- (2) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。

12 その他

- (1) 高等学校長は、この要項に基づいて募集要項を作成し、平成30年10月末日までに県教育委員会及び通学区域内の中学校長または、義務教育学校長に送付する。
- (2) 中学校長は、進学した者について、学校教育法施行規則第24条第1項に規定する中学校生徒指導要録の抄本又は写し並びに学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第8条第1項に規定する生徒健康診断票及び歯の検査票を募集年度の3月末日までに高等学校長に提出する。
- (3) 沖縄県立学校入学者選抜実施における提出書類については、沖縄県個人情報保護条例（第7条、第8条、第10条）及び沖縄県情報公開条例（第7条）に基づき保有個人情報の適切な管理及び必要な措置を講ずる。
- (4) この要項に定めるもののほか、入学選抜の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。